

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社フソウ	香川県高松市郷東町792-8

2 指名停止措置期間

令和5年3月10日～令和5年5月9日（2ヵ月）

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

株式会社フソウの使用人らは、平成30年8月6日に行われた埼玉県三郷市発注の配水場機械設備更新等工事の一般競争入札において、同市水道部の主幹兼係長から秘密事項である予定価格に近い金額を事前に入手して落札し、その謝礼として飲食やゴルフ等7回にわたる約11万円相当の接待を行った。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第15号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方としては不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内